附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十九年三月十五日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に認定の申請がされている経営力向上計画（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十三条第一項に規定する経営力向上計画をいう。）に記載されている経営力向上設備等の要件については、なお従前の例による。

○経済産業省令第十三号

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十九号）及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十九年政令第十一号）の施行に伴い、並びに電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十九年三月十四日

経済産業大臣　世耕　弘成

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令

（電気事業会計規則の一部改正）

第一条　電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第五十七号）の一部を次のように改める。

別表第一(2)の表中「第８条第１項」を「第28条第１項」に改める。

別表第一(5)の表中「第11条第１項」を「第31条第１項」に改める。

別表第一(10)の表中「第11条第１項の」を「第31条第１項の」に改める。

別表第一(16)の表中「第16条第１項の」を「第36条第１項の」に、「第８条第１項」を「第28条第１項」に改める。

（電気事業法施行規則の一部改正）

第二条　電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改める。

第三条の十二第三項中「第四条第一項」を「第二条第五項」に、「第八条第一項」を「第二十八条第一項」に、「同法第十六条」を「再エネ特措法第三十六条」に改める。

第三十七条中「第十六条第一項」を「第三十六条第一項」に改める。

附則第十七条第一項第二号中「第三条第二項」を「第二条第五項」に改める。

（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく費用負担調整機関に関する省令の一部改正）

第三条　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく費用負担調整機関に関する省令（平成二十三年経済産業省令第六十一号）の一部を次のように改める。

第二条第一項各号列記以外の部分中「第十九条第一項」を「第五十五条第一項」に改め、同項第九号中「第十九条第一項第五号イ及びロ」を「第五十五条第一項第五号イ及びロ」に改める。

第三条中「第十九条第四項」を「第五十五条第四項」に改める。

第四条中「第二十条第一項」を「第五十六条第一項」に改め、同条第五号中「第十八条」を「第三十八条」に改める。

第五条第一項中「第二十条第一項前段」を「第五十六条第一項前段」に改め、同条第二項中「第二十条第一項後段」を「第五十六条第一項後段」に改める。

第六条第一項中「第二十一条第一項前段」を「第五十七条第一項前段」に改め、同条第二項中「第二十一条第一項後段」を「第五十七条第一項後段」に改める。

第七条中「第二十一条第三項」を「第五十九条」に改める。

第八条中「第二十三条」を「第五十九条」に改める。

第九条第一項中「第二十五条」を「第六十一条」に改め、同項第三号及び第四号中「電気事業者」を「小売電気事業者等」に改め、同条第二項中「第二十五条」を「第六十一条」に改め、同条第四項中「第二十九条第一項」を「第六十五条第一項」に、「第十九条第一項」を「法第五十五条第一項」に、「第二十五条」を「第六十一条」に改める。

第十条中「第四十条第三項」を「第七十六条第四項」に改める。

様式第一中「第19条第１項」を「第55条第１項」に改める。

様式第二中「第19条第４項」を「第55条第４項」に改める。

様式第三中「第20条第１項前段」を「第56条第１項前段」に改める。

様式第四中「第20条第１項後段」を「第56条第１項後段」に改める。

様式第五中「第21条第１項前段」を「第57条第１項前段」に改める。

様式第六中「第21条第１項後段」を「第57条第１項後段」に改める。

様式第七中「第23条」を「第59条」に改める。

様式第八を次のように改める。

様式第八（第十条関係）

表

年　月　日発行第　　号（　年　月　日まで有効）

職名	氏名	生年月日

刻印

（写真）

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第76条第４項の規定による立入検査証

（発行権者）　　印

裏

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法抜粋

第七十六条　（略）

２・３　（略）

４　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、調整機関に対し、調整業務の状況若しくは資産に関し報告をさせ、又はその職員に、調整機関の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

５　前各項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

６　第一項から第四項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第八十六条　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定入札機関又は調整機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一　（略）

二　（略）

三　第七十六条第三項若しくは第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第三項若しくは第四項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。